

協議第2号

行政制度等の調整方針について

平成17年2月23日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

調 整 方 針 (案)
笠間市・友部町・岩間町合併協議会における行政制度等の調整方針は、別紙のとおりとする。

平成17年 2月23日確認

別紙

行政制度等の調整方針（案）

笠間市，友部町及び岩間町が合併した場合に，行政制度等の違いにより住民が混乱や不利益を受けることがなく，また，合併後の新市において，より効果的で効率的な行政サービスを実施できるよう，下記の方針により調整を図るものとする。

1 基本原則

- (1) 一体性確保の原則 - 新市に移行する際，住民生活に支障のないよう，速やかな一体性の確保に努める。
- (2) 住民福祉向上の原則 - 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- (3) 負担公平の原則 - 負担公平の原則に立ち，行政格差を生じないように努める。
- (4) 健全な財政運営の原則 - 新市において健全な財政運営に努める。
- (5) 行政改革推進の原則 - 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
- (6) 適正規模準拠の原則 - 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

2 調整の考え方

上記の基本原則に則り，次の方針により調整を図るものとする。

(1) 調整の視点

新市の財政負担を考慮し，健全な財政運営を堅持することを視点とする。

(2) 統一の時期

合併年度又は翌年度に制度の統一を図ることを基本とする。ただし，サービス及び負担において住民生活に激変を及ぼすと考えられるなど，統一が難しい項目については，合併後3年以内を原則として，引き続き統一に向けた調整をするものとする。

(3) 調整の体系

3市町で同一（手順の相違など輕易と判断できるものは同一とみなし，最も効率的なものに統一する。）の制度については，原則として現行のとおり存続する。

3市町の独自の制度又は内容に相違（輕易と判断できる相違は除く。）がある制度については，最も効果的と判断する市町の制度に統一又は再編し新規の制度として創設するものとする。

及び の制度のうち，その効果などから適切でないと判断する制度については，廃止するものとする。

国・県など関係行政機関との協定は，原則として新市に引き継ぐものとする。

参考：調整方針 体系図

